

2015 年度

特待生入試問題用紙

憲 法 (40 点)

民 法 (40 点)

刑 法 (40 点)

注 意

1. 試験開始の指示があるまでこの問題冊子を開いてはいけません。
2. 解答用紙は黒インクのボールペンまたは万年筆で記入してください。黒インクのボールペンまたは万年筆を忘れた者は監督に申し出てください。(黒鉛筆・シャープペンシルなどを使用してはいけません。)
3. この問題冊子は4ページまでとなっています。試験開始後、ただちにページ数を確認してください。
4. 解答用紙にはすでに受験番号が記入されていますので、あなたの受験番号の番号であるかどうかを確認してください。
5. 解答は解答用紙の指定された解答欄に記入し、その他の部分には何も書いてはいけません。
6. 解答用紙を折り曲げたり、破ったり、傷つけたりしないように注意してください。
7. この問題冊子は持ち帰ってください。

【 憲 法 】

憲法 13 条後段は、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定している。この規定に関する下記の各設問に答えなさい。

なお、設問(1)～(3)の解答は、所定の解答用紙に、それぞれどの設問に対するものであるか、その番号を明示してしるせ。

- (1) この規定にある「公共の福祉」にはどのような意味があると考えられているか、簡潔に説明しなさい。
- (2) この規定から導き出される権利に関しては、その背景に大きく 2 通りの考え方がある。それぞれの考え方の内容について、簡潔に説明しなさい。
- (3) この規定から導き出されると考えられる権利のうち、最高裁判所の代表的な判決が言及したものを 1 つ指摘した上で、その権利の内容について具体的に説明しなさい。

【民法】

次の【事実】を読んで、下記の設問(1)・(2)に答えよ。解答は所定の解答用紙に、それぞれどの設問に対するものであるか、その番号を明示してしるせ。なお、基準日は試験当日とする。

【事実】

1. X (1995年6月10日生)の父は、2014年3月1日に死亡し、母AがXの親権者となっていた。
2. Xは、同月20日、遺産分割協議に基づいて、父の財産のうち、絵画(甲)、土地(乙)を取得した。
3. Xが取得した甲は、美術愛好家であった父が所有していた、時価100万円相当の貴重な絵画だったが、Xはその価値に気付いていなかった。Xの友人Bは、美術好きだったので、Xの自宅に遊びに行った際、甲を見て一目でその希少性に気付いたが、Xが美術に疎いのをいいことに、100万円で売ってほしいとXに持ちかけた。Xは喜んでこれに応じ、Aの同意を得て、2014年6月10日、代金100万円と引き換えにBに甲を引き渡した。Bは、同月20日、甲を1200万円で事情を知らないYに転売し、現在はYが甲を所持している。Xは、甲を売って得た臨時収入に喜び、100万円全額を宝くじ購入にあてたが、当選金額は合わせて5万円であった。同年7月になり、Xはたまたま目にした美術雑誌で、甲の時価が1000万円であることに気付いた。
4. Aは、不動産会社であるCを経営する友人Dに頼まれ、Cの運転資金としてZ銀行から2000万円を借り入れるため、Xの親権者として乙への抵当権設定を承諾し、2014年4月10日、乙に抵当権を設定してその旨の登記をした。Aは、抵当権の設定がXの不利益になると分かっていたが、Dから懇願されてやむを得ず抵当権の設定に応じたものである。Zは、2000万円がCの運転資金にあてられるものであり、Xの生活費やXの利益のために費消されるものでないことを知っており、実際にも、2000万円の借入金は、すべてCの運転資金に費消された。後日、Xは、乙に抵当権が設定されていることに気づき、疑問を抱いている。

- (1) Xは、Yから甲を返してもらいたいと思っているが、返還請求することができるか。Yの反論を複数示しつつ論じなさい。
- (2) Xは、Zに対して抵当権設定登記の抹消を請求することができるか。Zの反論も考慮しつつ論じなさい。

【 刑 法 】

次の【事例】につき、甲、乙の刑事責任を論ぜよ（特別法違反を除く）。解答は、所定の解答用紙にしるせ。

【事例】

甲は、乙と二人で酒を飲んでいて、乙に対し、「強盗に入って金を稼ごう。どこかやりやすい家を知らないか」と持ちかけた。乙は、酒に酔って気が大きくなっていたこともあり、直ちにこれに応じた。乙は、親戚に一人暮らしの老人Aがおり、自宅に多額の現金を持っていることを思い出し、これを甲に伝えたところ、甲は「おお。最高のシチュエーションじゃないか」と喜び、二人はA宅に強盗に入ることで意見が一致した。甲と乙は、翌日も二人で会い、犯行について相談した。乙は、A宅の場所、Aの宅内の様子、宅内の配置などの情報を提供し、これに基づいて、甲が計画の立案を主導した。話し合いの結果、甲と乙は、Aから金品を奪った上で殺害すること、計画の実行は翌日曜日の朝とすることを決定した。

甲と乙は、翌日曜日の午前8時過ぎ頃、甲運転の車でA宅に赴いた。インターホンを鳴らし、甲が「宅配便のお届けに参りました」と告げると、Aは甲らの顔も見ずにドアを開け「どうぞお入り下さい。荷物なら、この奥に置いて下さい」と言って甲らを招き入れたため、甲らは中に入った。Aの穏やかな様子に、甲、乙はやや面食らったが、両者は顔を見合わせて実行の意思を確認し、まず、甲がAを突き飛ばしてその場に倒し、「騒いだら殺すぞ」などと告げ、甲が押さえつけている間に、乙は、Aの目及び口に粘着テープを貼り付け、さらにその両手首及び両足首をそれぞれ結束バンドで拘束した。

甲、乙は、A宅内を探索して、現金等のありかを見つけ、現金約80万円とクレジットカード3枚、商品券約7万円分を予め用意していたリュックサックに入れた。

当初の計画では、甲、乙は、このあと、Aの顔面に食品包装用ラップフィルムを巻き付けて殺害する手はずであった。甲は、予定通りこれを遂行しようと、リュックサックからラップフィルムを取り出したが、乙は、おっとりとしたAの様子を思い出し、甲に「もうこれでよくないか。このまま置いておいても、すぐには見つからないし。殺すことはないんじゃないか」と述べた。甲は「何言ってるんだ。生かしておいたら危ないに決まってるだろう」と述べて、予定通り、ラップフィルムをAの顔面に巻き付けた。乙は、「悪い。俺はちょっと見てられないから」と言って、玄関を出て立ち去った。甲は、乙が出て行ったあとも、ラップフィルムをしっかりと巻き付ける作業を続け、しばらく経ってAが動かなくなるのを確認してから、その場を立ち去ってから約30分後に窒息により死亡した。